		1　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに〇）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに〇）					(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇）							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに〇）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を(2)に記入してください）	(2)　(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請の分受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から支援	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から支援	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから支援	オ．その他（内容を(4)に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を(6)に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
43	43	35	21	13	14	16	23	35	2	5	10	10	0	2	39	0	2	2	19	7	19	0	0	0	4	4	16	0	27	25	2	3
兵庫県	神戸市	○			○		○	○			○	保護者との連絡ツール「すぐーる」で案内を発信			○					○							○				○	
兵庫県	姫路市	○	○		○		○	○							○				○										○	○		
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○							○				○										○			
兵庫県	明石市	○	○				○	○							○						○						○		○	○		
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○							○				○										○	○		
兵庫県	洲本市	○		○				○							○				○										○	○		
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○		○					○					○							○		○	○		
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○	○					○					○								○		○	○		
兵庫県	相生市	○				○					○	自治体の広報誌に就学支援制度パンフレットを折込み、全世帯へ制度を周知している。			○						○									○		
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○									○				○										○	○		
兵庫県	加古川市	○	○	○				○							○						○						○					○
兵庫県	赤穂市				○			○							○				○	○	○						○		○	○		
兵庫県	西脇市	○	○				○	○							○						○								○			
兵庫県	宝塚市	○		○	○	○		○									○	事前申請、新規申請、定期申請など申請ごとに受付期間を設けるとともに、随時申請も受付付けています。							○	基本的には希望者が学校に提出し、入学前に就学援助を申請する場合は教育委員会で受付を行います。			○	○		
兵庫県	三木市	○	○					○							○						○						○			○		
兵庫県	高砂市	○	○					○							○					○									○	○		
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○			○	公立の小学校及び中学校以外の学校に就学している児童生徒については、教育委員会より該当する世帯へ案内を送付している。			○							○			○	原則は希望者が学校に提出。ただし事情のある場合は教育委員会に提出も可。			○			
兵庫県	小野市	○	○				○	○		○					○						○											
兵庫県	三田市	○		○	○		○	○							○						○						○		○	○		
兵庫県	加西市	○	○					○							○				○	○	○						○		○			
兵庫県	丹波篠山市	○			○			○							○				○										○		○	
兵庫県	養父市					○									○				○								○					
兵庫県	丹波市	○				○	○	○							○				○										○			
兵庫県	南あわじ市			○			○	○		○					○						○								○	○		
兵庫県	朝来市	○	○	○							○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。			○					○						○			○		
兵庫県	淡路市	○					○	○							○				○										○	○		
兵庫県	宍粟市	○	○			○		○			○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。			○				○						○	保護者は、学校に申請書を提出した後、必要に応じて、該当地区の民生委員児童委員に意見書の記入を依頼する。			○			
兵庫県	加東市	○					○	○							○						○						○		○			
兵庫県	たつの市	○		○		○	○								○				○								○		○	○		
兵庫県	猪名川町	○	○					○			○	5･6月頃に学校で就学援助制度の書類を配布		○					○										○	○		
兵庫県	多可町	○	○		○	○	○	○		○	○	ケーブルテレビで制度の案内　福祉担当課から案内（児童扶養手当申請面談時）			○						○								○			
兵庫県	稲美町	○			○			○							○						○						○		○	○		
兵庫県	播磨町	○	○				○	○							○					○												○
兵庫県	市川町						○	○							○						○									○		
兵庫県	福崎町				○		○	○							○						○						○					
兵庫県	神河町	○		○		○	○	○							○				○											○		
兵庫県	太子町	○	○			○			○		○	毎年、民生委員・児童委員協議会定例会にて制度を周知			○				○								○					
兵庫県	赤穂郡上郡町	○	○			○		○			○	・児童扶養手当現況届の提出依頼時に就学援助制度の書類を同封している。 ・毎年１月頃に、学校を通じて、次年度申請について通知している。			○				○										○			
兵庫県	佐用町					○		○							○				○											○		
兵庫県	香美町	○				○	○								○						○									○		
兵庫県	新温泉町	○	○	○		○		○							○						○									○		
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合			○			○	○		○					○						○								○	○		
兵庫県	播磨高原広域事務組合										○	当組合が所管する小中学校については、数も生徒数も少なく、家庭訪問、保護者懇談等により児童・生徒の状況を把握できるため、個別に対応している。					○	該当者なし							○	該当者なし						○

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）	<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①施知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改定などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えると、支給後に転居した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
43	43	40	1	1	0	1	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	0	5	12	23	0	23	16	9	14	10	8	0	1	4	9	9	0	0	0	0	0	1	1
兵庫県	神戸市	○							○											○		○			○														
兵庫県	姫路市	○							○											○		○			○														
兵庫県	尼崎市	○							○											○		○	○		○							○	市役所の関係課の窓口に案内書を設置している							
兵庫県	明石市	○							○											○										○	○								
兵庫県	西宮市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	洲本市			○																																	○		準要保護の新入学児童に対しては、当初認定時に新入学学用品費を給付しているため
兵庫県	芦屋市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	伊丹市	○							○										○			○	○	○	○	○			○										
兵庫県	相生市	○							○									○								○													
兵庫県	豊岡市	○							○										○			○	○		○	○													
兵庫県	加古川市	○							○											○		○	○									○	市内在住者に限り全員（一部除く）へ案内を送付。かこがも子育てお援アプリにて案内を掲載。							
兵庫県	赤穂市	○							○											○			○		○														
兵庫県	西脇市	○							○										○			○	○									○	申請時期に対象者全員へ案内と申請書を郵送							
兵庫県	宝塚市	○							○										○			○			○	○													
兵庫県	三木市	○							○											○				○															
兵庫県	高砂市	○							○										○			○	○									○	就学時健康診断の案内送付時にお知らせ及び申請書を同封し郵送している。							
兵庫県	川西市	○							○										○			○	○	○						○									
兵庫県	小野市	○							○									○						○						○									
兵庫県	三田市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	加西市	○																	○			○	○				○												
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○							○														
兵庫県	養父市	○							○											○						○													
兵庫県	丹波市	○							○											○		○										○	就学時健康診断の案内書類とともに配布。							
兵庫県	南あわじ市	○							○											○				○															
兵庫県	朝来市	○							○											○				○								○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。							
兵庫県	淡路市	○							○											○		○					○				○								
兵庫県	宍粟市	○							○											○		○	○			○	○					○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。							
兵庫県	加東市	○							○										○			○	○				○												
兵庫県	たつの市	○							○										○			○		○															
兵庫県	猪名川町	○							○									○				○										○	就学前健診の書類とともに案内を配布							
兵庫県	多可町	○							○											○		○			○	○													
兵庫県	稲美町	○							○										○			○			○														
兵庫県	播磨町	○							○											○		○	○			○													
兵庫県	市川町	○							○										○								○												
兵庫県	福崎町	○							○										○						○														
兵庫県	神河町	○							○											○				○		○													
兵庫県	太子町		○							○																													
兵庫県	赤穂郡上郡町	○							○									○									○												
兵庫県	佐用町	○							○											○						○													
兵庫県	香美町	○							○											○							○												
兵庫県	新温泉町	○							○											○			○				○												
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○							○											○				○															
兵庫県	播磨高原広域事務組合					○																																	

																													3.　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（事業保護）							
																													（1）当てはまるもの1つに○をしてください。							（2）（1）のキの内容
		<中学校> （1）実施・検討状況について						<中学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、ウと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校> （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）													
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行ってわらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品等その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	<中学校> （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）	<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
43	43	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12	24	0	0	0	0	0	0	0	13	2	21	1	1	3	2	6
兵庫県	神戸市	○							○											○								○							
兵庫県	姫路市	○							○											○								○							
兵庫県	尼崎市	○							○											○								○							
兵庫県	明石市	○							○											○								○							
兵庫県	西宮市	○							○											○														○	令和2年度は家計急変世帯の認定を実施。
兵庫県	洲本市	○							○									○										○							
兵庫県	芦屋市	○							○											○								○							
兵庫県	伊丹市	○							○										○											○					通常の社会福祉資金の貸付を申請理由に設定しているが、新型コロナウイルス特例貸付による緊急小口資金の対象者からの申請も受付している。
兵庫県	相生市	○							○									○												○					
兵庫県	豊岡市	○							○										○												○				
兵庫県	加古川市	○							○											○								○							
兵庫県	赤穂市	○							○											○												○			
兵庫県	西脇市	○							○										○										○						
兵庫県	宝塚市	○							○										○									○							
兵庫県	三木市	○							○											○										○					
兵庫県	高砂市	○							○										○											○					
兵庫県	川西市	○							○										○									○							
兵庫県	小野市	○							○									○																○	就学援助制度として家計急変世帯の認定は行っていない。
兵庫県	三田市	○							○											○									○						
兵庫県	加西市	○							○										○											○					
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○										○							
兵庫県	養父市	○							○											○										○					
兵庫県	丹波市	○							○											○													○		
兵庫県	南あわじ市	○							○											○										○					特別に「家計急変世帯」の基準を定めているわけではないが、年度途中で当市の認定基準に新たに該当する者の申請があれば、認定している。
兵庫県	朝来市	○							○											○										○					
兵庫県	淡路市	○							○											○								○							
兵庫県	宍粟市	○							○											○										○					
兵庫県	加東市	○							○										○									○							
兵庫県	たつの市	○							○										○											○					
兵庫県	猪名川町	○							○									○												○					
兵庫県	多可町	○							○											○										○					
兵庫県	稲美町	○							○										○											○					
兵庫県	播磨町	○							○											○										○					
兵庫県	市川町	○							○										○											○					家計急変を訴える保護者等には離職票、離婚届等の提出を求めたとて、協議する。
兵庫県	福崎町	○							○										○														○		
兵庫県	神河町	○							○											○										○					
兵庫県	太子町	○							○											○										○					
兵庫県	赤穂郡上郡町	○							○									○												○					
兵庫県	佐用町	○							○											○								○							
兵庫県	香美町	○							○											○										○					
兵庫県	新温泉町	○							○											○										○					
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○							○											○										○					特別に「家計急変世帯」の基準を定めているわけではないが、年度途中で当市の認定基準に新たに該当する者の申請があれば、認定している。
兵庫県	播磨高原広域事務組合					○																											○		

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、歯食、職服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
43	43	19	19	16	15	14	28	6	2	11	12	3	3	4	11	7	26	4	0	7	37	0	7	1	13	20	5	2	6	1	1	20	20	
兵庫県	神戸市						○										○				1.2					○						25	4	20%未満
兵庫県	姫路市	○															○				1.3					○						平成26	12	15%未満
兵庫県	尼崎市						○										○				1.4					○						平成25	4	25%未満
兵庫県	明石市	○	○				○					○					○			○	1.3		保護者の死亡や生計維持者の失業等により世帯収入が激減した場合等。		○				○					15%未満
兵庫県	西宮市		○	○	○	○	○										○			○	1.24		失業中、離婚調停中 等		○				○					15%未満
兵庫県	洲本市																○				1.3					○						令和02	10	15%未満
兵庫県	芦屋市						○										○				1.4					○						平成30	4	15%未満
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○		○	○							○	○					1.16					○						平成25	4	15%未満
兵庫県	相生市											○	○	○																				5%未満
兵庫県	豊岡市															○					1.3					○						平成25	4	15%未満
兵庫県	加古川市																○				1.2				○		○							15%未満
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.25		その他家庭状況、生活状況等により、学校長が必要と認めた場合			○						平成25	4	15%未満
兵庫県	西脇市	○														○					1.11					○						令和3	4	15%未満
兵庫県	宝塚市		○				○													○			生計を同一にする家族（同一の住居に居住する者はすべて家族とみなす）の所得を合算し、 「準要保護児童生徒の認定に係る所得基準額表」の「家族人数」別の「総所得金額」以下の所得の方に対し、就学援助費を支給します。											15%未満
兵庫県	三木市	○	○				○										○				1.3				○			○						15%未満
兵庫県	高砂市	○					○										○				1.25					○						平成26	4	20%未満
兵庫県	川西市															○					1.25				○				○					15%未満
兵庫県	小野市						○											○			1.5			基準に応じて1.1～1.5倍の倍率を設定										15%未満
兵庫県	三田市																○				1.34				○		○							10%未満
兵庫県	加西市						○										○				1.22				○				○					15%未満
兵庫県	丹波篠山市	○					○										○				1.3					○						平成27	7	20%未満
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3					○						平成27	10	5%未満
兵庫県	丹波市						○										○				1.5					○						平成29	4	15%未満
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。											20%未満
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													10%未満
兵庫県	淡路市		○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				○		○							10%未満
兵庫県	宍粟市	○	○	○			○										○				1.5					○						平成25	4	10%未満
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2					○						平成30	10	20%未満
兵庫県	たつの市																○				1.5					○						平成24	4	10%未満
兵庫県	猪名川町						○											○			1.49													15%未満
兵庫県	多可町		○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.25				○		○			○（公表値算定の際はア）	係数を変更し、生活保護基準見直しの影響が生じないように対応している。			15%未満
兵庫県	稲美町																○				1.212					○						平成24	12	10%未満
兵庫県	播磨町	○															○				1.2					○						平成25	4	15%未満
兵庫県	市川町															○					1.2				○				○					10%未満
兵庫県	福崎町															○					1.2				○		○							10%未満
兵庫県	神河町		○	○	○	○	○											○			1.2													15%未満
兵庫県	太子町																○				1.4				○			○						10%未満
兵庫県	赤穂郡上郡町	○	○	○	○	○	○			○	○																							15%未満
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○		○				1.3					○						平成30	10	5%未満
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.3					○						平成24	12	10%未満
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○				○					10%未満
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。											20%未満
兵庫県	播磨高原広域事務組合																			○			構成市町の基準に準じる。											0%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |